

令和2年度第3次補正予算 地方創生テレワーク交付金の評価基準等について

1. 申請要件	評価方法	採択要件
<b>高水準タイプ</b>		
■2024年度(国費事業終了3年後)のKPIを以下の通り設定していること		
サテライトオフィス等施設を利用する企業数	○・×	・申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」…要件を満たしている。 「×」…要件を満たしていない。
サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が3社以上	○・×	
サテライトオフィス等施設の利用者数	○・×	
サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上	○・×	
移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上	○・×	
<b>標準タイプ</b>		
■2024年度(国費事業終了3年後)のKPIを以下の通り設定していること		
サテライトオフィス等施設を利用する企業数	○・×	・申請様式に記載された内容が要件を満たしているかどうか。 「○」…要件を満たしている。 「×」…要件を満たしていない。
サテライトオフィス等施設を利用する企業のうち、所在都道府県外の企業が1社以上	○・×	
サテライトオフィス等施設の利用者数	○・×	
サテライトオフィス等施設の利用者のうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上	○・×	
移住者数を設定	○・×	
2. 評価項目	評価方法	先駆性のポイント
<b>評価項目(高水準タイプ、標準タイプ共通)</b>		
①政策目的に対する適合性	S A B C D	ア 都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組となっているか イ 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取組となっているか ウ 都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっているか
②企業進出・滞在・移住の実現可能性	S A B C D	ア 地域の強み・資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか イ 進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっているか ウ 事業の担当部局のみの取組ではなく、他の部局も協力し、進出企業・滞行者・移住者の事業・生活支援につながる各種の政策を相互に関連づけて相乗効果を生む取組となっているか(政策間連携)
③企業進出・滞在・移住の持続可能性	S A B C D	ア 地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う取組となっているか(官民協働) イ 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成される取組となっているか ウ 働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか(自立性)
④地域経済等への波及効果	S A B C D	ア 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっているか イ 住民の生活向上への波及効果が見込める取組となっているか ウ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されおらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっているか(他地域への横展開の可能性)
3. 総合評価	総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」及び「D」の5段階で判定する。	
	○総合評価の目安は以下のとおり。 ※ 申請要件の項目に一つでも「×」がついたものは「D」評価とする。	
S 評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「A」評価以上である場合。	
A 評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「B」評価以上であり、かつ、そのうち2項目以上が「A」評価以上である場合。	
B 評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「B」評価以上である場合。	
C 評価	「申請要件」で該当することを要する項目が全て「○」、「①政策目的に対する適合性」、「②企業進出・滞在・移住の実現可能性」、「③企業進出・滞在・移住の持続可能性」、「④地域経済等への波及効果」全ての項目が「C」評価以上であり、かつ、そのうち1項目以上が「B」評価以上である場合。	
D 評価	「S」評価、「A」評価、「B」評価、「C」評価のいずれにも該当しない場合。	
4. 採択区分	申請しているタイプおよび総合評価に応じて、「高水準タイプ」、「標準タイプ」、「不採択」の3段階の採択区分を決定する。	
高水準タイプ	高水準タイプで申請しており、総合評価が「A」評価以上である場合。	
標準タイプ	総合評価が「C」評価以上である場合。	
不採択	「高水準タイプ」、「標準タイプ」のいずれにも該当しない場合。	